

北監第18号  
令和5年5月22日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

定期監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別 紙

## 実 施 計 画 書

### 種 別

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

### 担当監査委員氏名

横 山 治 井 野 勝 巳

### 対象事項及び範囲

令和4年度に執行された学園構想に関する工事、備品の購入・廃棄・移動等に関すること

### 実施日

令和5年7月5日（水）

### 実施場所

北方町役場委員会室、北方学園現地等

### 基本方針・着眼点

- ・学園構想の工事及び備品購入（契約等）は適正に行われたか。
- ・学園構想に関する備品の購入、廃棄、移動は適正に行われたか。
- ・学園構想に関する備品の台帳作成状況は。
- ・学園構想の工事、備品購入に関して、国庫補助金等の財源の確認。
- ・その他関連事務全般について。

### 提出資料（①と②は3部）

- ① 令和4年度契約状況一覧表（学園構想関係工事、委託料、備品購入関係、その他）
  - ② 学園構想関係備品のリスト（購入、廃棄、移動等）
  - ③ 契約伺い文書及び委託契約関係書類
  - ④ その他支出関係書類及び台帳等
- （※③と④は当日疑義がある際に担当課より説明を受けるときに提出）

出席依頼者氏名 担当課長、担当者

北監第22号  
令和5年7月19日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

定期監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同法第199条第9項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

## 結 果 報 告 書

種 別

法第199条第4項による定期監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 井 野 勝 巳

対象事項

- ・学園構想の工事及び備品購入（契約等）は適正に行われたか。
- ・学園構想に関する備品の購入、廃棄、移動は適正に行われたか。
- ・学園構想に関する備品の台帳作成状況は。
- ・学園構想の工事、備品購入に関して、国庫補助金等の財源の確認。
- ・その他関連事務全般について。

実施日

令和5年7月5日（水）

実施場所

北方町役場委員会室、こども園、南学園

監査の結果

今回対象事項について、関係書類等の提出、現地視察及び担当者から説明を求めて監査した結果、おおむね適正であると認められた。事業にあたっての財源には、国からの補助金等を利用して、できるだけ町の財政の負担にならないよう行われていた。特に新型コロナ感染症に対する補助金などを活用して、トイレの改修などが行うことが出来たことは成果として大きいと思われる。備品についても、廃校となった西小学校の物を再利用するなど、できるだけ費用を抑える工夫がなされていた。備品台帳については、あらかたできていると思われるが、整理の途中であるとのことなので、精査しながら進めてもらいたい。最後に、新しい制度を始めるため、職員には通常以上の負担が一部にあるということから、職場環境には十分な配慮をお願いする次第である。